平成２８年（フ）第２７７号
京都市下京区西七条南衣田町11　京都武田病院、住民票上の住所京都市左京区二条通川端東入孫橋町35番地　二条マンション４Ｆ―46号
債務者　遠藤　　武
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
京都市伏見区深草西伊達町１番地３　深草第三市営住宅３棟205号室
債務者　岸上香美こと　髙　　香美
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１７号
京都市右京区太秦安井車道町７番地の５
債務者　藤岡　正子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
京都府京田辺市大住ケ丘２丁目８番地７
債務者　山田　一郎
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
京都府亀岡市千代川町小林下戸22番地１　レジデンス桜103号
債務者　新井こと　佐藤　栄美
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
京都府宮津市字日置4290番地の１　マリントピアリゾート９号館　508、前住所福井県小浜市上田第73号10番地
債務者　杉山　君代
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第１３１号
堺市中区八田北町619―104、住民票上の住所堺市堺区楠町３丁３番22―103号
債務者　大島　貴子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
堺市西区鳳東町２丁201番地　飛鳥ハイツ202号、前住所堺市西区鳳西町１丁79番地20　北川マンション５号室
債務者　中田　真也
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
堺市東区日置荘西町３丁19番15―103号
債務者　東野　健一
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
堺市北区百舌鳥梅町１丁301番地　うしお住宅ハ号
債務者　山本多恵子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
熊本市南区平田１丁目10番21号、前住所熊本市中央区東子飼町８番43号
債務者　中田義登美
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８号
熊本市南区平田１丁目10番21号、前住所熊本市中央区東子飼町８番43号
債務者　中田　久江
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５６号
熊本市東区御領５丁目２番102号
債務者　工藤　**聖**美（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５８号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1014番地の34
債務者　大里　政江
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第６９号
愛知県江南市東野町神上129番地　パークシティ江南五番街1206号
債務者　日髙　　勉
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７６号
愛知県岩倉市曽野町大畔15番地　ハイツ伊藤202号
債務者　小野　清美
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７０号
香川県東かがわ市三本松587番地１
債務者　笹垣　澄枝
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係